◆１番（ **石井通春**議員）　　それでは、次に生活保護制度の改悪についての取り組みについて進んでいきたいと思いますが、まず１点目、今国会で成立する見込みの法案は、１つは、現在の生活保護制度で**扶養**というものを事実上強制する動きが、強制することによりまして生活保護を受けづらい仕組みをつくっていこうという取り組みが１つ挙げられますが、**扶養**の調査について、今では三親等以内の**扶養**親族に対して文書で照会し回答をもらう、個々の事情も勘案してということでございますけれども、まず、**扶養**は生活保護法上では要件になりますか優先になりますか、どっちでしょう。

○議長（水野明議員）　健康福祉部長。

◎健康福祉部長（大石茂樹）　お尋ねの扶養義務についての解釈になりますけれども、要件か優先かということです。
　民法に定めます扶養義務者、直系血族と、それから兄弟姉妹、これによります扶養は生活保護法による保護に優先して行われるというものでありますので、これは要件ではない。つまりですね、扶養義務者、扶養義務を果たす者がいなくても生活保護を受給することはできるということです。これは今国会の審議の中で田村厚生労働大臣も同じことを明言しております。

○議長（水野明議員）　１番　石井通春議員。

◆１番（ **石井通春**議員）　生活保護はあくまでも世帯単位での収入が基礎となりますので、要件ではなくて優先であると。一時期ありましたお笑い芸人のあの問題も、これは道義的なところはあるかもしれませんが、違法ではございません。厚労省もこの点はいろいろ気を使っていまして、自治体に違法な**扶養**に対して取り扱わせがないように、数々の法に基づいた取り扱いをするように通知を出しております。今は逆のことを国会でしようとしておりますけれども、三親等以内の調査といえども、いとこなどの姻族といわれる方々への確認については遺産相続などの利益が生じた場合に限られておりまして、それ以外の親子等の血族についても、所得税が課されない程度の収入では**扶養**能力がないものとして取り合うようにしなさいと。しかも、その**扶養**義務者がその人にふさわしい社会的生活を確保した上で、なお余力がある場合にその範囲内で負えばよい程度の義務というふうにされているわけです。
　例えば、ＤＶの被害者などは、当然その加害者に対して、その調査などに行くことはできませんので、そうした人なんかも**扶養**の可能性がないというふうにされているわけでございまして、本市でもこういう**扶養**の厚労省の数々の通知どおりに**扶養**に対して調査をしているということでよろしいでしょうか。

○議長（水野明議員）　健康福祉部長。

◎健康福祉部長（大石茂樹）　今１つ、ＤＶの被害者の事例がありましたけれども、当然、要保護者がＤＶ被害者である場合にはＤＶ担当部署との連絡をとりまして、扶養照会は、これは実施しておりません。
　扶養調査につきましては、先ほども言いましたように、金銭的な支援だけでなくて精神的な支援、例えば、見守りであるとか、面会であるとか、そういったことの可否も含まれますので、大切なのは、個々の事例ごとに厚労省の通達などを踏まえまして適正に実施することだというふうに考えます。

○議長（水野明議員）　１番　石井通春議員。

◆１番（ **石井通春**議員）　三親等以内といいましても、部長言われたとおり、個々の事例に応じた対応が重要だということで、今のこの私の言いましたさまざまなこうした、どちらかといえば申請者の立場に立った状況は、現在の、この先ほどの答弁にあります、**扶養**は要件ではなくて優先だと言われている中でも対応ということですね。
　ところが、この優先という言葉は市民の皆さんにとってどうとらえられるかと言われるかと思いますと、「親に頼れ、子に頼れ」というふうに、優先という言葉でも、やはり誤認してしまうという状況が現在の生活保護法の段階でもあるのだと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（水野明議員）　健康福祉部長。

◎健康福祉部長（大石茂樹）　当然その点に関しましては、現在でもきっちりと説明をしております。ただ、今国会に審議されているその法改正の中では、改めてその扶養の問題が大きくまた出てきますので、今後、特にその扱いについては誤解をして受けとめることがないように、さらにはその申請の意思を「親に頼れ、子に頼れ」といった形で萎縮をさせることがないように丁寧に説明をしていきたいというふうに思います。

○議長（水野明議員）　１番　石井通春議員。

◆１番（ **石井通春**議員）　丁寧に説明していかないと誤認されやすいというのが現行法でもあると思うんですね。それは今回、その制度が変わって、**扶養**調査というものが明文化されていることによりまして、さらに誤認されやすくなるというふうに思うわけです。
　今、本市で申請のときに使われております生活保護のしおりという説明資料がございますけれども、これを持って申請者に制度の説明をしておりますが、この中身では、「親子等から**扶養**が行えるように努めてください。このような努力をした上で生活保護が受けられます。これが生活保護実施に対する優先事項となっている」というふうに記載がございます。これだけだとやはり誤認しやすいのではないかなというふうに思うんですね。これは違法なものではありません。どの市でもやっている同じようなものです。現在でもこういう表現だけですから非常に誤認しやすい。もっとわかりやすい表現、例えば、「**扶養**は要件ではなくて優先ですよ」とか、もしくは、「資産が大きい親族がいる場合などに限っていることです」といった、非常に申請者にわかりやすい記述をこの生活保護のしおりに記述するとか説明するといった取り組みがこれから必要であって、そして、誤認をなくしていくべきだと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（水野明議員）　健康福祉部長。

◎健康福祉部長（大石茂樹）　今回のこの生活保護法の改正は、もし国会で通りますと来年４月から施行になります。したがいまして、今から国から詳細な説明があると思いますけれども、その結果を踏まえまして、その生活保護のしおり全体の見直しが必要になりますので、その中で、その扶養要件の表示方法につきましては正確かつわかりやすく改めて見直しをするということで考えております。

。